平成２８年（フ）第１２０３号
東京都練馬区桜台３－３－７－102、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区要町３丁目９番１号
破産者　ａｋｏｉｍｏｔ株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２０５号
東京都品川区西五反田３丁目９番15―401号
破産者　株式会社ヴィムヘルス
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２０６号
東京都品川区西五反田７丁目23―11―707
破産者　降矢　顯一
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２２８号
東京都足立区青井４丁目42番13号
破産者　ＴＹＴサポート株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２７５号
東京都中央区日本橋小伝馬町16番５号　新日本橋長岡ビル４階Ｂ室
破産者　株式会社イーエフジー
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８４号
東京都墨田区立花５丁目16番３号
破産者　イシダクラフト株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８５号
東京都江東区大島４丁目１－６－308
破産者　石田　良知
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１２８６号
東京都港区高輪２丁目１―13―202
破産者　石田　雄一
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３３６号
東京都荒川区東尾久５丁目12番10号
破産者　有限会社ミューズファクトリー
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３３７号
東京都荒川区東尾久５丁目12―10―806
破産者　星　　正行
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３４４号
東京都八王子市堀之内２－11－１　プラザ堀之内１Ｂ、商業登記簿上の本店所在地東京都八王子市大塚337番地の34
破産者　有限会社西村組
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３４５号
東京都八王子市堀之内２丁目11－１　プラザ堀之内１Ｂ
破産者　西村　光広
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３４６号
東京都八王子市堀之内２丁目11－１　プラザ堀之内１Ｂ
破産者　西村　　桂
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８４号
千葉県野田市山崎2745番地１
破産者　株式会社ベネフィットプラス
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３８５号
東京都福生市大字熊川1504―７－402
破産者　河手　友哉
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０９号
東京都練馬区豊玉北３－30―９－201、商業登記簿上の本店所在地東京都練馬区平和台１丁目36番15―208号
破産者　株式会社ＥＶＥＲ－ＭＯＲＥ
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１０号
東京都練馬区豊玉北３丁目30―９－201
破産者　中尾　峰久
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４３２号
東京都中野区鷺宮４丁目１番６号
破産者　暁商事株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４４４号
東京都渋谷区恵比寿４丁目４番１号
破産者　ＮＡＯ微人研究所株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４４５号
東京都港区南麻布１丁目10―８－707
破産者　野村　尚宏
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５０４号
東京都大田区上池台１丁目25番４号
破産者　有限会社ミタケサイエンス
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８１０号
東京都品川区豊町２丁目13―10―202
破産者　河原　義紀
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部